

知多南部広域環境組合
 管理者 糸山 芳輝
 (公 印 省 略)

知多南部広域環境センター建設地の地下水モニタリングの結果について

知多南部広域環境組合は、知多南部広域環境センター建設地で、ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物に係る地下水モニタリングを実施しております。令和3年11月実施の調査結果がまとまりましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、ダイオキシン類の地下水モニタリングについては、県との協議の上、令和3年8月のモニタリングをもって終了としました。

記

1. 調査結果

(1) ふっ素及びその化合物

令和3年11月1～2日に、No.2、No.5、No.7、No.8、No.9、No.10 観測井戸の6か所で採取分析した結果、No.2、No.5、No.7、No.8の4か所で環境基準を超過しました。

採水箇所 (観測井戸)	地下水 環境基準	調査結果(mg/L)									
		R1.11	R2.2	R2.5	R2.8	R2.11	R3.2	R3.5	R3.5	R3.8	R3.11
No.2	0.8 mg/L	<u>1.6</u>	<u>1.7</u>	<u>1.5</u>	<u>1.7</u>	<u>2.1</u>	<u>1.4</u>	<u>1.3</u>	<u>1.3</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
No.5		<u>1.2</u>	<u>1.5</u>	<u>1.1</u>	<u>1.3</u>	<u>1.4</u>	<u>1.2</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
No.7		<u>1.9</u>	<u>1.8</u>	<u>1.5</u>	<u>1.4</u>	<u>1.1</u>	<u>0.93</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>0.87</u>
No.8		<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.5</u>	<u>1.2</u>	<u>1.0</u>	<u>1.3</u>	<u>1.3</u>	<u>1.0</u>	<u>0.94</u>
No.9		0.30	0.27	0.31	0.25	0.32	0.33	0.30	0.30	0.34	0.44
No.10		0.35	0.34	0.39	0.39	0.31	0.28	0.26	0.26	0.29	0.31

(注) 下線のある数値は、環境基準 (0.8 mg/L) を超過した値であることを示しています。
 環境基準は継続的に飲み水として体内に取り込んだ場合の健康への影響がないよう決められています。
 愛知県の調査では建設地周辺に飲用井戸はなく、組合としましては実質的な健康被害の発生はないものと判断しています。
 R1年8月以前の調査結果については、組合ホームページをご参照ください。

(2) 鉛及びその化合物

令和3年11月1～2日に、No.2、No.5、No.7、No.8、No.9、No.10、No.11 観測井戸の7か所で採取分析した結果、いずれも環境基準の超過はありませんでした。

採水箇所 (観測井戸)	地下水 環境基準	調査結果(mg/L)				
		R2.11	R3.2	R3.5	R3.8	R3.11
No.2	0.01 mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.5		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.7		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.8		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.9		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.10		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.11		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

(注) R2年8月以前の調査結果については、組合ホームページをご参照ください。

(3) 砒素及びその化合物

令和3年11月1～2日に、No.2、No.5、No.7、No.8、No.9、No.10、No.11 観測井戸の7か所で採取分析した結果、No.8の1か所で環境基準を超過しました。

採水箇所 (観測井戸)	地下水 環境基準	調査結果(mg/L)				
		R2.11	R3.2	R3.5	R3.8	R3.11
No.2	0.01 mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.5		0.009	0.010	0.010	0.010	0.009
No.7		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.8		0.008	0.008	0.006	0.006	<u>0.014</u>
No.9		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.10		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
No.11		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

(注) 下線のある数値は、環境基準(0.01 mg/L)を超過した値であることを示しています。

環境基準は継続的に飲み水として体内に取り込んだ場合の健康への影響がないよう決められています。愛知県の調査では建設地周辺に飲用井戸はなく、組合としましては実質的な健康被害の発生はないものと判断しています。

R2年8月以前の調査結果については、組合ホームページをご参照ください。

(4) 六価クロム化合物

令和3年11月1日に、No.2、No.5 観測井戸の2か所で採取分析した結果、いずれも環境基準の超過はありませんでした。

採水箇所 (観測井戸)	地下水 環境基準	調査結果(mg/L)				
		R2.11	R3.2	R3.5	R3.8	R3.11
No.2	0.05 mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
No.5		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満

(注) R2年8月以前の調査結果については、組合ホームページをご参照ください。

2. 調査地点

知多南部広域環境センター建設地内（愛知県知多郡武豊町字一号地地内）
別紙図面「地下水モニタリング位置図」を参照

3. 現在の対応状況

- (1) 建設地は、関係者以外の立入を禁止しています。
- (2) 引き続き対象地の敷地境界に設けた観測井戸におけるモニタリングを実施していきます。

4. 問合せ先

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地（武豊町役場内）

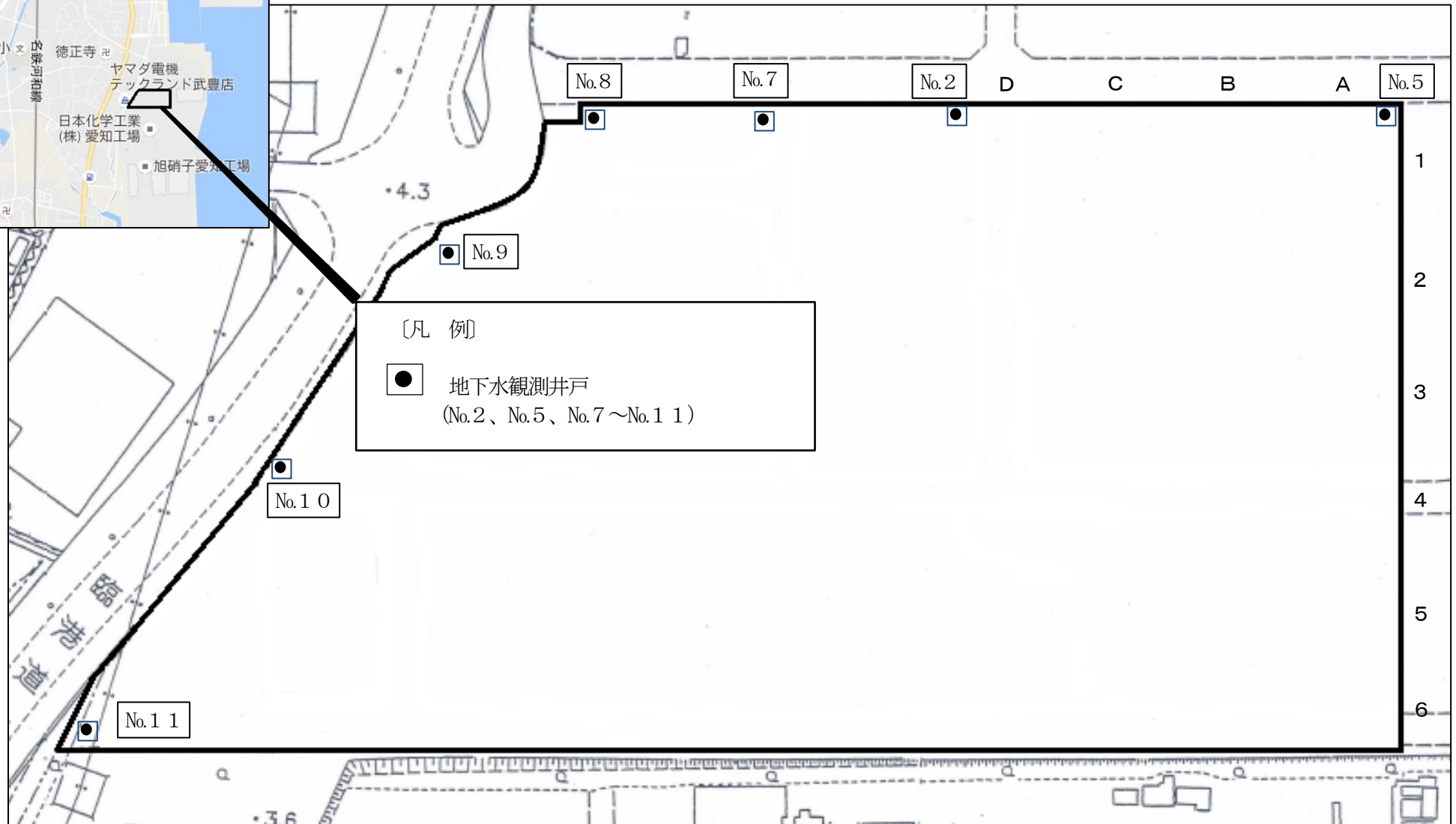
知多南部広域環境組合（電話 0569-84-1007）

構成市町：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

知多南部広域環境組合HP：

<http://www.chitananbukouiki.server-shared.com/index.html>

地下水モニタリング位置図



[凡 例]

● 地下水観測井戸
(No.2、No.5、No.7～No.11)